

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月22日

八戸市長 熊谷 雄一

1 一般競争入札に付する事項及び貸付物件

(1) 件名

自動販売機設置に係る行政財産の貸付け

(2) 貸付物件

物件 番号	所在地	設置場所	貸付 面積	台数	販売品目	最低貸付料
2	八戸市大字鮫町字 日出町4番地	八戸市第一 魚市場1階 仲買人詰所	1.2㎡	1台	清涼飲料水等	3,906円 (税抜き)

※1 貸付面積には、転倒防止器具、放熱余地及び使用済み容器の回収ボックスの設置部分を含む。

※2 貸付物件に関する詳細は、別添貸付物件説明書による。

(3) 貸付期間

物件番号2の貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとし、期間の更新は行わない。

2 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 八戸市財務規則（昭和54年八戸市規則第1号。以下「財務規則」という。）第114条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (4) 個人の場合は八戸市に住所を、法人の場合は八戸市内に本店又は支店若しくは営業所を有し、市税（八戸市に対して納税義務のあるものに限る。）並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 自動販売機の設置業務について、この公告の日において引き続き3年以上営業を行っている者であること。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっていない法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げるおそれがないと認められる者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。
- (8) 販売する品目について、法令等の規定による許可や届出が必要な場合、許可を受けているもしくは届出している者であること。

3 参加申請

- (1) 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる書類1部を提出し、2に掲げる入札参加資格（以下「参加資格」という。）を有することについて市長の確認を受けなければならない。
- なお、期限までに提出しない者及び参加資格がないと認定された者は、入札に参加できない。

	書類の種類	様式等
ア	申請書	八戸市自動販売機設置事業者募集要項（以下「募集要項」という。）様式1
イ	誓約書	募集要項 様式2
ウ	委任状 （代理人に入札・契約行為の権限を委任する場合）	募集要項 様式3
エ	事業者（会社）概要	任意の書類又は事業の概要が記載されたパンフレット等
オ	役員名簿 （法人の場合）	募集要項 様式4
カ	自動販売機設置実績報告書	募集要項 様式5
キ	印鑑証明書又はその写し	申請書に押印された実印に係る印鑑証明書。申請書を提出する直前3箇月以内に官公署が発行したもの
ク	営業証明書又はその写し （個人の場合）	申請書を提出する直前3箇月以内に官公署が発行したもの
ケ	登記事項証明書又はその写し （法人の場合）	申請書を提出する直前3箇月以内に官公署が発行したもの
コ	納税証明書又はその写し	法人税（申請者が個人である場合は、所得税）並びに消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書で、申請書を提出する直前3箇月以内に本店所在地の所轄税務署官公署が発行したもの
サ	取扱商品一覧表	募集要項 様式6
シ	設置する自動販売機のカatalog	自動販売機の寸法、環境負荷を低減する機能、ユニバーサルデザイン等の機能が確認できるもの
ス	自動販売機の管理関係等に関する届出書	募集要項 様式7

※ 入札に参加しようとする者が、令和7年度八戸市物品の購入等に関する入札参加資格者として認定され、名簿に登載されている者である場合は、この表の規定に関わらず、エ及びキからコまでに掲げる書類を要しない。

(2) 提出先

〒031-0822 青森県八戸市大字白銀町字三島下101番地
農林水産部 水産事務所 流通加工振興グループ
電話0178-33-2115

(3) 受付期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月19日（月）まで（ただし、閉庁日を除く。）

(4) 受付時間

午前8時15分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(5) 提出方法

上記提出先に直接持参又は郵送すること。郵送の方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかによるものとする。

(6) その他

- ア (1)に掲げる書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された書類は、返却しない。
- ウ 受付期間終了後における書類の差替え、訂正及び再提出は、原則として認めない。
- エ 提出された書類について、別途その内容を聴取することがある。

4 参加資格の確認等

- (1) 参加資格の確認結果は、令和8年2月5日（木）までに決定し、各申請者に一般競争入札参加資格確認結果通知書で通知する。
- (2) 参加資格が認められなかった者は、次に定めるところに従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。この場合、令和8年2月17日（火）までに書面で回答する。

ア 提出先

3の(2)に掲げる場所に同じ。

イ 提出方法

上記提出先に直接持参すること。

ウ 提出期限

令和8年2月12日（木）午後5時まで

5 募集要項の縦覧等

(1) 場所

募集要項、貸付物件説明書、契約書案、仕様書及び財務規則第118条に規定する入札者心得書（以下「募集要項等」という。）は、3の(2)に掲げる場所において縦覧に供し、及び配布する。なお、これらの書類は、インターネットを利用して八戸市ホームページからダウンロードすることによっても入手できる。

八戸市ホームページアドレス

<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

(2) 期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月19日（月）まで（ただし、閉庁日を除く。）

(3) 時間

午前8時15分から午後5時まで

(4) 質問及び回答

この公告及び募集要項等の内容等についての質問は、次により行うことができる。

ア 提出先

3の(2)に掲げる場所に同じ。

イ 提出方法

募集要項に規定する質問書（様式9）を上記提出先に直接持参し、又は電子メールにより次のアドレス宛に提出すること。電子メールにより提出した場合は、電話で受信確認をすること。

提出先電子メールアドレス

suisan@city.hachinohe.aomori.jp

ウ 質問期限

令和8年2月4日（水）午後5時まで

エ 回答方法

回答は、質問書を受理してから、概ね5日以内を目途に上記提出先において回答書を閲覧に供するとともに、八戸市ホームページに掲載する。

6 入札書の提出

- (1) 入札者は、募集要項に規定する入札書に必要事項を記入し、入札者の記名押印をした上で、封筒に入れ封印し、表側に必要事項を記載して、指定する提出期限までに提出しなければならない。

(2) 提出先

〒031-0822 青森県八戸市大字白銀町字三島下101番地

農林水産部 水産事務所 流通加工振興グループ

電話0178-33-2115

(3) 受付期間

令和8年2月9日（月）から令和8年2月25日（水）まで（閉庁日を除く。）

(4) 受付時間

午前8時15分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(5) 提出方法

上記提出先に直接持参又は郵送すること。郵送の方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかによるものとする。

(6) その他

ア 総価による入札とし、FAX及び電子メールによる入札は認めない。

イ 入札は、本人又はその代理人が行うこととする。

ウ 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年2月27日（金）午前10時20分

(2) 場所

青森県八戸市内丸一丁目1-1

八戸市庁 別館低層棟2階 会議室B

(3) その他

ア 開札の立ち会いは自由とするが、立ち会う際には、一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参し、提示すること。（写し可）

イ 入札者が1者のみの場合であっても、入札を行う。

ウ 入札の執行回数は、1回とし、落札者がいないときは、入札を不調とする。

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

免除

10 入札の無効

財務規則第125条に定めるもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 最低貸付料未満の入札

(2) 入札書及び当該入札書を封入した封筒（郵送の方法により入札書が提出された場合は、当該郵送に使用された封筒を含む。）に記載された物件番号、施設名、入札日及び入札者名のいずれかが一致しない入札

(3) その他入札条件に違反した入札

11 落札者の決定方法

1の(2)に掲げる最低貸付料以上の額で、最高の価格で入札を行った者を落札者とする。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定する。

12 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

13 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札（開札）までに郵送又は持参により募集要項に規定する入札辞退届を3の(2)に掲げる提出先へ提出すること。ただし、郵送の場合は、入札（開札）日前日まで必着とする。

14 契約の締結時期

落札者は、落札決定の翌日から起算して7日（市の休日の日数は参入しない。）以内に契約を締結すること。

15 落札者の決定の取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合には、落札者としての決定を取り消すことができるものとする。

ア 落札者又はその代理人が、正当な理由なく契約を締結しないとき。

イ 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。

ウ 落札者が、契約締結前に参加資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約の相手方として相応しくないと八戸市が判断したとき。

(2) (1)の規定により落札者としての決定を取り消したときは、速やかに書面によりその者にその理由を通知するとともに、その者の氏名（法人においては法人名）及びその理由を公表するものとする。

16 参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から3年間、八戸市の行う自動販売機の設置事業者に関する入札の参加資格を失う。

(1) 落札者としての決定を取り消されたとき。

(2) 借主に帰する事由より、八戸市の行政財産貸付契約を解除されたとき。

17 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札者は募集要項等を熟読の上、入札に参加すること。

(3) 詳細は、八戸市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱（平成22年12月17日実施）及び八戸市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する一般競争入札実施要領（平成22年12月17日実施）による（同要綱及び同要領に定める内容がこの公告と相違する場合には、この公告を優先する。）。

18 この公告に関する問合せ先

八戸市 農林水産部 水産事務所 流通加工振興グループ

電話 0178-33-2115